

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応について

年金を受けている方で、以下に掲載している届書の提出が必要な場合、誕生日の属する月の末日を提出期限としてご提出をお願いしていますが、提出が遅れたり、提出されていないときは、年金の支払いが一時止まることとなります。

しかしながら、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図ることが重要であり、外出による患者・感染者との接触機会を減らすなどの観点から、令和2年2月末日以降に提出期限がある以下の届書（2月以降に誕生月がある方の届書）の提出がなかった場合でも、当面の間、年金の支払いを止めない取扱いとしましたので、お知らせいたします。

不明な点がございましたら、以下の担当部署までご相談ください。

〈対象となる届書〉 ※（ ）は担当部署

現況届（給付課：Tel03-3261-9846）

診断書（遺族・障害審査課：Tel03-3261-9849）

*電話による受付時間は、月曜日～金曜日（祝日除く）の午前9時～12時
及び午後1時～5時です。